

## 第6回合併協議会を 開催しました

平成16年5月20日(木)、東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」で第6回比企地域3町3村合併協議会を開催しました。会議には協議会委員50名中46名が出席し、合併協定項目などについて協議しました。

### おこわり

本号は紙面の都合上、協議会議案と同じ表現で掲載し、小さな活字とさせていただきます。

### 主な会議の内容

#### 【報告事項】

報告事項について、次のとおり承認されました。

#### 報告第24号

第5回協議会議員及び農業委員会委員の定数等検討小委員会報告について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて継続協議の報酬及び選挙区について協議後、小委員会の協議結果について、次のとおり確認した。

- 1 3町3村の協議議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き、新市の議員として在任する。
- 2 右記の在任期間中の報酬については、3町3村従来の報酬額とし、在任後の報酬については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに新市において決定する。
- 3 在任特例適用後の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第2項

- の規定により30人とする。
- 4 選挙区については、協議、検討にとどめることとし、新市の議会において協議するものとする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、3町3村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 右記の在任特例期間中の報酬については、滑川町の報酬額とし、在任後の報酬については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに新市において決定する。

3 新市における選挙委員の定数は、農業委員会に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第2条の2の規定により30人とし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第10条の2第2項に基づき、次のとおり4選挙区を設けることとする。

- 滑川町の区域
  - 嵐山町の区域
  - 小川町と東秩父村の区域
  - 都幾川村と玉川村の区域
- 4 各選挙区の定数は、条例制定時の選挙人名簿登載人数を基に、人口に比例して定める。

#### 報告第25号

第5回新市の名称及び地域審議会等検討小委員会報告について

合併特例区、地域自治区について  
合併特例法及び地方自治法の改正予定による「合併特例区」、「地域自治区」の概要について説明を受けた。  
新市名称の公募賞品の贈呈方法等について  
抽選方法を決定し、新市の名称決定後に小委員会において抽選することとした。また、贈呈時期、場所、方法等について意見を交換した。

### 【協議事項】

協議事項について、次のとおり決定しました。

#### 協議第39号

平成15年度比企地域3町3村合併協議会決算について

協議会決算について、次のとおり承認されました。

歳入 合計	一六、二〇〇、〇二八円
歳出 合計	一六、二三二、五二七円
歳入歳出差引額	六七、五〇一円

#### 協議第40号

協議項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第5回協議会議員及び農業委員会委員の定数等検討小委員会報告(上記報告第24号)のとおりに決定しました。

#### 協議第41号

協議項目8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

第5回協議会議員及び農業委員会委員の定数等検討小委員会報告(上記報告第24号)のとおりに決定しました。

#### 協議第42号

協議項目10 地方税の取扱いについて

個人町村民税の税率  
1 均等割の税率については、地方税法の定めるところにより、標準税率の3,000円とする。  
2 所得割の税率については、3町3村で同一のため現行のとおりとする。  
法人町村民税の税率  
1 均等割の税率については、3町3村で同一のため現行のとおりとする。

2 法人税割の税率については、資本金等の合計金額が1億円以下の法人は12.3%、資本金等の合計金額が1億円を超え10億円以下の法人は13.5%、資本金等の合計金額が10億円を超える法人は14.7%とする。嵐山町に統一する。

固定資産税、軽自動車税、町村たばこ税の税率  
固定資産税、軽自動車税、町村たばこ税の税率については、3町3村で同一のため現行のとおりとする。

特別土地保有税  
合併時に小川町、東秩父村の制度を適用する。

平成15年度から新規課税分停止。滞納分、徴収猶予分等は新市へ引継ぐ。

入湯税  
入湯税については、標準税率150円を適用する。

都市計画税  
合併時は凍結し、新市において都市計画マスタープラン等を策定し、その後適正な税率に統一する方向で検討する。

個人町村民税、固定資産税、軽自動車税の納期  
納期については、合併時に統一する。

個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税の減免  
減免については、合併時に再編する。

協議第43号  
協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り速やかに統一を図る。

占用料については、原則として合併時に再編する。手数料については、3町3村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一する。

協議第44号  
協定項目17 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、3町3村それぞれの実績を尊重し、従来の経緯を踏まえながら、合併時に統合または再編できるようなるものとする。

協議第45号  
協定項目22 10 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険税  
1 納期は、8期（7月～2月）とし、合併する年度の翌年度から統合する。それまでの間は現行のとおりとする。  
2 仮算定については、合併する年度の翌年度から廃止する。それまでの間は現行のとおりとする。  
3 税率については、合併後速やかに統一する。それまでの間は現行のとおりとする。  
4 最高限度額については、現行のとおりとする。  
5 軽減措置は、現行のとおりとする。  
6 減免措置は、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

国民健康保険基金  
1 基金は、すべて新市に引き継ぐ。  
2 高額療養費資金貸付については、見込額の90%を限度額とし、合併時に再編する。  
3 出産費資金貸付は、合併する年度から限度額を30万円とし、それまでの間は現行のとおりとする。  
短期被保険者証・資格証明書については、合併する年度の翌年度に小川町の制度を適用する。それまでの間は現行のとおりとする。

国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。  
国民健康保険優良世帯表彰については、合併時まで

に、廃止する。  
出産育児一時金は、現行のとおりとする。葬祭費は、合併時に滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村及び玉川村の制度を適用する。

国民健康保険保健事業  
1 新市において人間ドックを実施する。補助金は、2万5千円とし、対象年齢を35歳以上とする。  
2 脳ドックは合併する年度の翌年度までに調整する。それまでの間は現行のとおりとする。  
3 検診等相違のある事業は合併後1年を目的に調整する。それまでの間は現行のとおりとする。

4 保養施設宿泊利用助成は、国保連合会の共同電算事業のみとする。合併時までに嵐山町単独契約事業は廃止する。

国民健康保険の一部負担金の減免  
減免措置は、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

協議第46号  
協定項目22 12 保健、医療事業の取扱いについて

予防接種事業については、次のとおりとする。  
1 麻疹・風疹（乳幼児）、インフルエンザ（65歳以上）については新市に引き継ぐものとする。  
2 三種（二種混合）・日本脳炎（乳幼児）、予防接種健康被害調査、周知方法については、合併時に再編する。

3 ポリオ・ツベルクリンと判定及びBCG（乳幼児）、二種混合（児童）、日本脳炎（児童・生徒）については、合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。  
乳幼児（母子）関係事業については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。  
なお、乳幼児訪問については、新市に引き継ぐものとし、よい歯のコンクールは合併時に再編する。  
基本健康診査については、合併後速やかに再編する。

る。それまでの間は現行のとおりとする。ただし対象年齢については20歳以上とし、一部負担金についてはこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に再編する。

がん検診については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。ただし、集団検診の対象年齢については20歳以上とし、前立腺がん検診は50歳以上とする。一部負担金については、これまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に再編する。

その他の検診（結核胸部検診・肝炎ウイルス検診・脳ドック・歯周病検診）については合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

老人保健機能回復訓練事業については合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。また個別リハビリ相談については、合併時に再編する。

健康教育、健康相談等については、合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

訪問指導については、合併時に再編する。

精神保健福祉事業については、合併時に再編する。ただしソーシャルクラブについては、合併後に速やかに再編し、それまでの間は現行のとおりとする。

保健推進委員については、合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

地区組織活動については、合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

協議第47号

協定項目 22 13 障害者福祉事業の取扱い

について

障害児（者）生活サポート事業については、合併時まで再編する。

障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時まで再編する。

障害者スポーツ・レク交流会については、合併後速や

かに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。なお、実施主体は社会福祉協議会とする。

身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併時まで再編する。

手話通訳相談員設置事業については、合併後速やかに再編する。それまでの間は小川町の制度を適用する。

重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併時まで再編する。

重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併時まで再編する。

難病患者見舞金支給事業については、合併時に嵐山町、小川町の制度を適用する。

障害者計画に関することについては、合併後速やかに策定する。

身体障害者診断書料補助事業については、合併時まで再編する。

児童手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。

協議第48号

協定項目 22 15 児童福祉事業の取扱い

について

児童扶養手当については、国の制度のため市としての対応ができるよう合併時まで再編する。

特別児童扶養手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。

父子手当支給事業については、合併時まで再編する。

乳幼児医療費支給事業については、合併時に再編する。申請の簡素化については、合併後に再編する。

児童医療費支給事業については、合併時に滑川町、五川村の制度に統合する。なお、入院費助成の対象者は

小学1年生から6年生までとする。

ひとり親家庭等医療費支給事業については、合併時に滑川町、嵐山町、東秩父村の制度に統合する。児童相談については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

児童館については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

青少年対策に関することについては、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

協議第49号

協定項目 22 16 保育事業の取扱い

について

放課後児童対策事業については、合併後速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

家庭保育室運営補助事業については、合併時に再編する。

特別保育補助事業は、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

保育料、保育料減免については、国の保育徴収基準額表を参考に合併時まで再編する。

公立保育所管理運営事業については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

協議第50号

協定項目 22 17 生活保護事業の取扱い

について

生活保護業務については、合併時に福祉事務所を設置し再編する。なお、嵐山町独自の事業は合併時まで再編する。

協議第51号

協定項目 22 21 商工、観光事業の取扱い

について

融資制度については、合併時まで調整する。また、

合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。ただし、預託金制度と利子補給制度については、貸付件数も少ないことから利子補給制度を採用する。

利子補給制度については、合併時までに再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。

商工会については、それぞれの事情を尊重し統合するよう調整に努める。補助金については、合併後に再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

観光協会等関係団体については、合併後に再編する。それまでの間は現行のとおりとする。

法人格を有する観光施設については、合併後に調整する。それまでの間は現行のとおりとする。

祭り・イベントについては、当面、現行のとおり新市へ引き継ぐ。

協議第52号  
協定項目 22 22 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて  
勤労者住宅資金融資制度については、合併時までに利子補給制度を適用し、新市へ移行する。  
消費者行政については、合併時までに小川町の例をもとに調整する。

協議第53号  
協定項目 22 26 水道事業の取扱いについて  
水道料金については、合併後3年を目途に調整する。それまでの間は現行のとおりとする。

水道料金の減免については、合併時までに小川町の制度をもとに調整する。

水道関係手数料については、合併時までに再編する。ただし、乙止水栓開閉手数料、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるときの確認手数料、私設消火栓消防演習立会手数料は廃止する。

水道申込負担金については、合併時までに調整する。

協議第54号  
協定項目 22 27 下水道事業等の取扱いについて  
公共下水道事業計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後速やかに新公共下水道基本計画を策定する。

下水道使用料については、合併時に嵐山町の制度を適用する。

下水道受益者負担金については、既存の負担区及び負担金を新市に引き継ぎ、新たな負担区及び負担金は、合併後速やかに再編する。

農業集落排水事業計画については、採択済地区を新市に引き継ぎ、合併後速やかに新農業集落排水整備計画を策定する。

農業集落排水事業施設使用料については、合併時に小川町の制度をもとに再編する。

農業集落排水受益者分担金については、現行制度を新市に引き継ぎ、合併後の新規地区の受益者分担金は、合併後速やかに再編する。

浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業地区を新市に引き継ぎ、合併後速やかに再編する。

浄化槽市町村整備推進事業施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

浄化槽市町村整備推進事業設置分担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

浄化槽設置整備事業補助金については、合併時に小川町の制度を適用する。

【継続協議事項】  
継続協議事項について、次のとおり決定しました。

協議第25号  
協定項目 4 新市の事務所の位置について

1 新市の事務所の位置については、当分の間、現在の小川町役場の位置とする。

2 本庁機能は、現在の小川町役場及び嵐山町役場に置く。

3 滑川町役場、都幾川村役場、玉川村役場及び東秩父村役場の現庁舎については、総合支所として活用する。

付帯意見  
将来、新市において新庁舎の建設を検討するに当たっては、建設費を抑制する観点から、既存施設の活用を優先して検討されたい。

## 会議予定

- 第7回合併協議会  
とき 平成16年6月24日(木)  
午後2時から  
ところ 小川町民会館(リリックおがわ)
- \*会議の傍聴手続  
会議開催の1時間前に受付を開始し、30分前に傍聴証を交付します。
- \*会議予定は変更になる場合がありますのでご了承ください。